

**水俣市立水俣病資料館（歴史・文化ゾーン、シアタールーム）
展示基本計画・展示設計業務委託事業者募集要領**

1 委託業務の概要

(1) 業務名

水俣市立水俣病資料館（歴史・文化ゾーン、シアタールーム）展示基本計画・
展示設計業務

(2) 目的

水俣病公式確認70年を迎える令和8年度に向けて新たに整備される「歴史・
文化ゾーン」並びに既存の「シアタールーム」における展示整備の為の基本計
画並びに展示設計を取りまとめることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1「水俣市立水俣病資料館（歴史・文化ゾーン、シアタールーム）展示基本
計画・展示設計業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）のとおり。

(4) 概算工事費（参考）

金41,470,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（工事費に関しては、国の補助等の状況により変更となることがあるため、
あくまで現時点で想定している額となる）

(5) 履行場所

〒867-0055 熊本県水俣市明神町53番地 水俣病資料館

(6) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年2月28日まで

2 見積限度額

5,720,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は契約時の予定価格ではないことに留意すること。

3 スケジュール(予定)

| | |
|----------------|-------------------|
| 公募開始 | 令和7年6月26日(木) |
| 現地説明会参加希望申込 | 6月26日(木)～7月11日(金) |
| 質問の受付 | 6月26日(木)～7月23日(水) |
| 現地説明会開催 | 7月16日(水) |
| 参加申込書提出期限 | 7月23日(水)午後5時まで |
| 参加資格確認通知発送(予定) | 7月29日(火) |
| 質問に対する回答(予定) | 7月29日(火) |
| 企画提案書提出期限 | 8月8日(金) |
| プレゼンテーション・審査 | 8月19日(火) |
| 審査結果の通知・公表 | 8月22日(金) |

4 資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本業務に関して、十分な知識及び技術を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 水俣市暴力団排除条例(平成24年水俣市条例第24号)第9条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (6) 過去10年間において、自治体発注からの同種または類似業務の受注実績があること。
- (7) 募集期間の間に、水俣市一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。

5 現地説明会の開催

本業務の企画プロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり現地説明会を開催する。

- (1) 日 時 令和7年7月16日(水) 午後2時から
- (2) 会 場 水俣市立水俣病資料館
- (3) 参加申込 現地説明会参加を希望する場合は、7月11日(金) 午後5時までに団体名、参加者名、連絡先、FAX、Email アドレスを FAX 又はメールで連絡すること。
件名は「水俣病資料館展示基本計画・展示設計業務委託現地説明会参加申込」とする。
なお、1社あたり参加者は3名までとする。

6 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 ア 様式1「参加申込書」
イ 様式2「会社の概要」
- (2) 提出期限 令和7年7月23日(水) 午後5時【必着】
- (3) 提出方法 持参または郵送
※持参の場合は、水俣市立水俣病資料館の休館日(毎週月曜日(月曜日が休日の場合はその翌日))を除く、各日の午前8時30分から午後5時まで。
※郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「水俣市立水俣病資料館展示基本計画・展示設計業務委託参加申込書在中」と朱書きしたものに限り)とし、提出期限までに到着するように郵送すること。なお、提出した旨を電話で連絡すること。
- (4) 提出先 「13 問い合わせ先」に同じ
- (5) 提案資格の確認結果の通知
参加申込みをした者全員に対し、令和7年7月29日(火)に提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

7 質問の受付及び回答

- (1) 提出様式 様式3「質問票」による
- (2) 提出期限 令和7年7月23日(水) 午後5時【必着】
- (3) 提出方法 持参、郵送、FAX、電子メールによる。
※持参の場合は、水俣市立水俣病資料館の休館日(毎週月曜日(月

曜日が休日の場合はその翌日)を除く、各日の午前8時30分から午後5時まで。

※持参以外の場合は提出した旨を電話で連絡すること。

※電子メールの場合は件名を「水俣病資料館展示基本計画・展示設計業務質問」とすること。

(4) 提出先 「13問い合わせ先」に同じ

(5) 回 答 令和7年7月29日(火)に水俣市ホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類 「委託仕様書」を踏まえ、以下の書類を提出すること。

なお、提出部数は7部(正本1部、副本6部)とする。

ア 様式4「提案書類提出書」

イ 様式5「企画概要」

① 展示基本計画

- ・歴史・文化ゾーンの展示整備内容の検討
- ・シアタールームの展示整備内容の検討

② 展示設計

- ・展示空間設計
- ・造作設計
- ・解説グラフィック設計
- ・映像音響設計
- ・造形設計
- ・電気設備設計
- ・展示制作費及び制作スケジュールの算定

ウ 様式6「業務実績一覧表」

過去に同様の業務の実績がある場合は、当該内容について記載すること。

過去の保守実績について記載すること。

なお、同一資本グループ会社の実績も可とする。

エ 見積書(任意様式)

次の見積の総額及び内訳について作成し、正本には代表者印を押印すること。

※その他注意事項

(ア)提出する書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語(参

加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他情報通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。)、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

(イ)参加者提案数は、1提案とする。

(ウ)提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

(2) 提出期限 令和7年8月8日(金)午後5時【必着】

(3) 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、水俣市立水俣病資料館の休館日(毎週月曜日(月曜日が休日の場合はその翌日)を除く、各日の午前8時30分から午後5時まで。

※郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「水俣市立水俣病資料館展示基本計画・展示設計業務委託参加申込書在中」と朱書きしたものに限る。)とし、提出期限までに到着するように郵送すること。

なお、提出した旨を電話で連絡すること。

(4) 提出先 「13問い合わせ先」に同じ

9 審査要領

(1) 選考方法

プレゼンテーション方式により実施する(説明20分、質疑応答20分を予定)。

審査は、「水俣市立水俣病資料館展示基本計画・展示設計業務委託事業者選定審査会」(以下「審査会」という。)が行う。

なお、参加者が多数である場合は、提出された書類による第1次審査を行い、予めプレゼンテーションを行う者を選定した上で実施する。第1次審査の有無及びプレゼンテーションの時間・会場の詳細は参加者に別途通知する。

また、参加者に対し追加資料を求めることがある。

(2) 審査日

令和7年8月19日(火)

(3) 時間及び会場

参加申込書を提出した者に対し個別に連絡する

(4) 審査基準

| 審査項目 | | 審査の視点 | 配点 |
|------|---|-----------------------------|-----|
| 企画 | 本資料館に関する理解度 | 本資料館の設置目的を正しく理解しているか。 | 10 |
| | 展示改修に関する事項 | 展示改修のポイントを踏まえた提案となっているか。 | 30 |
| | 展示装置に関する事項 | 設置後のメンテナンスまで配慮された提案となっているか。 | 5 |
| 施工能力 | スケジュール | 適切なスケジュールが設定されているか。 | 5 |
| | 体制 | 事業実施体制は適切か。 | 5 |
| | 実績 | 類似事業の実績があるか。 | 10 |
| 経費 | 見積書の妥当性 | 業務内容に対し妥当な見積もりであるか。 | 10 |
| 総合評価 | 本資料館の設置目的を踏まえ、来館者の理解に役立つような配慮がなされている展示改修内容であるか。 | | 25 |
| 合計 | | | 100 |

(5) 審査結果の通知

選考結果については、採用・不採用にかかわらず企画提案書の提出があった者全員に書面で通知する。

1 0 契約の締結

市は、審査委員会が決定する優秀提案者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

また、優秀提案者との協議が整わない場合にあつては、次点者と委託契約の締結交渉を行い、契約を締結する場合がある。

1 1 契約に係る条件等

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。

1 2 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成、プレゼンテーション等に要する一切の費用（旅費、通信費含む）は、提案者の負担とする。

- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、様式7「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
 - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者

1.3 問い合わせ先

〒867-0055 水俣市明神町 53 番地

水俣市福祉環境部環境課水俣病資料館：東田

[TEL:0966-62-2621](tel:0966-62-2621) FAX:0966-62-2271

E-mail : mimuseum@eos.ocn.ne.jp